

事業復活支援金に係る本会の窓口対応について

印西市商工会

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。（売上げの減少が新型コロナウイルス感染症の影響と関係ない場合や、自らの事業判断による場合等は、給付の対象となりません。）

詳細は、「事業復活支援金サイト」をご覧ください。

(URL) <https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>

事業復活支援金の申請の大まかな流れは以下のとおりとなりますので、ご確認願います。

○一時支援金・月次支援金の申請、受給歴のある方

一時支援金又は月次支援金の申請に際して事前確認を受けた場合は、原則として、事業復活支援金の申請を行う際の事前確認は不要です。

マイページから必要情報を入力し、必要書類を添付して手続きを行ってください。

○一時支援金・月次支援金の申請、受給歴がなく、今回初めて申請する「商工会員の方」

① 事業復活支援金ホームページ (<https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>) の「仮登録（申請 ID 発番）する」ボタンを押し、仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力して申請 ID を発番してください。

② 申請 ID 受取後、商工会へお電話（0476-42-2750）にて「登録確認機関の確認」を受けてください。

○初めて申請する方のうち、印西市内で事業を行う「商工会員でない方」 （印西市外で事業を行っている方は、他の確認機関をご利用ください）

① 事業復活支援金ホームページ (<https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>) 「仮登録（申請 ID 発番）する」ボタンを押し、仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力して申請 ID を発番してください。

② 申請 ID 受取後、商工会で「登録確認機関の確認」を希望する場合は、確認予約（電話：0476-42-2750）を取ってください。

・確認日は毎週火曜及び木曜の 9：00～16：00 となります

・事前確認期間：令和 4 年 1 月 27 日（木）～5 月 26 日（木）

③ 申請要領記載の確認書類を持参の上、商工会に来会願います。

・テレビ会議等、対面以外の方法による確認は行いません。

・本会での登録確認に関する手数料は無料です

【登録確認機関の確認時に必要な書類等】

- ・ 本人確認書類（個人事業主の方）
- ・ 履歴事項全部証明書（中小法人のみ）
- ・ 收受日付印の付いた、2019年、2020年、基準期間を含む全ての年分の確定申告書の控え（個人事業主）
- ・ 收受日付印の付いた、2019年11月、2020年11月、基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書の控え（中小法人）
- ・ 2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）
- ・ 2018年11月以降の事業の取引を記録している通帳
- ・ 代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」

登録確認機関は、あくまで定められた手順にしたがって形式的な確認を行うものであり、当該確認内容を超えて、申請希望者が給付対象であるかどうかの判断は行いません。（審査は別途となります）

※ 事業復活支援金申請期間：令和4年1月31日（月）～5月31日（火）

- ・ 2月を対象月として申請される方は、3月から申請可能となります。
- ・ 3月を対象月として申請される方は、4月から申請可能となります。

※ 「事業復活支援金」相談ダイヤル：0120-789-140

IP電話からのお問い合わせ先：03-6834-7593（通話料がかかります）

対応時間 8：30～19：00（土曜・祝日含む全日）

事業復活支援金の不正受給は犯罪です！